

2013年5月15日

各位

会社名 第一生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号:8750 東証第一部)

株式の分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2013年5月15日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株式数の変更について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、同取締役会において、2013年6月24日開催予定の第3期定時株主総会にこれに関連する定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、株式の分割及び単元株式数の変更については、2013年6月24日開催予定の第3期定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件としています。

記

1. 株式の分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更の目的

2007年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株式数の変更を行います。

なお、この株式の分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

2013年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

2013年9月30日最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。2013年5月15日現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	10,000,366株
② 今回の分割により増加する株式数	990,036,234株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	1,000,036,600株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	4,000,000,000株

(3) 分割の日程(予定)

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 基準日設定公告 | 2013年9月13日(金) |
| ② 基準日 | 2013年9月30日(月) |
| ③ 効力発生日 | 2013年10月1日(火) |

(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整

今回の株式の分割に伴い、当社発行の第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、2013年10月1日以降、いずれも新株予約権1個につき100株(調整前は1株)に調整されます。

3. 単元株式数の変更

(1) 変更後の単元株式数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日をもって、単元株式数を1株から100株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 2013年10月1日(火)

(参考)2013年9月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社は、2013年5月15日開催の取締役会におきまして、2013年10月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割するとともに、普通株式の単元株式数を1株から100株に変更する旨を決議いたしました。
- ② つきましては、上記①の株式の分割及び単元株式数の変更に係る取締役会決議を踏まえ、第6条(発行可能株式総数)、第7条(単元株式数)、第12条(甲種類株式への剩余金の配当)及び第13条(甲種類株式への残余財産の分配)に関し、所要の変更を行うものです。
- ③ また、上記の変更と併せ、単元未満株主の権利の充実を図るため、第8条(単元未満株式の売渡請求)を新設するとともに、これに伴う条数の繰下げ及び引用条数の変更を行う他、定款変更の効力発生日に関する附則の新設を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

2013年6月24日開催予定の第3期定時株主総会において、別紙に記載のすべての変更を定款変更議案として付議いたします。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 第3期定時株主総会開催 | 2013年6月24日(月) |
| ② 定款変更の効力発生日 | 2013年10月1日(火) |

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は次のとおりとする。 普通株式 <u>4,000</u> 万株 甲種類株式 <u>100</u> 万株	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>40</u> 億株とし、各種類の株式の発行可能株式総数は次のとおりとする。 普通株式 <u>40</u> 億株 甲種類株式 <u>1</u> 億株
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、普通株式および甲種類株式のそれぞれにつき <u>1</u> 株とする。 2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、普通株式および甲種類株式のそれぞれにつき <u>100</u> 株とする。 2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新設) 第8条～第 <u>11</u> 条 (条文省略)	(単元未満株式の売渡請求) 第8条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u>
	第9条～第 <u>12</u> 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(甲種類株式への剩余金の配当) 第 <u>12</u> 条 当会社は、剩余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、甲種類株式を有する株主(以下「甲種類株主」という。)または甲種類株式の登録株式質権者(以下「甲種類登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、甲種類株式1株につき <u>5万円</u> を上限として、当該甲種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剩余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。)を行う。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(甲種類株式への剩余金の配当) 第 <u>13</u> 条 当会社は、剩余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、甲種類株式を有する株主(以下「甲種類株主」という。)または甲種類株式の登録株式質権者(以下「甲種類登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、甲種類株式1株につき <u>500円</u> を上限として、当該甲種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剩余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「優先配当金」という。)を行う。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(甲種類株式への残余財産の分配) 第 <u>13</u> 条 当会社の残余財産を分配するときは、甲種類株主または甲種類登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、甲種類株式1株につき <u>50万円</u> を支払う。 2. (条文省略)	(甲種類株式への残余財産の分配) 第 <u>14</u> 条 当会社の残余財産を分配するときは、甲種類株主または甲種類登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、甲種類株式1株につき <u>5,000円</u> を支払う。 2. (現行どおり)
第 <u>14</u> 条～第 <u>21</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条～第 <u>22</u> 条 (現行どおり)
(種類株主総会) 第 <u>22</u> 条 第 <u>18</u> 条、第 <u>19</u> 条および第 <u>21</u> 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第 <u>20</u> 条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3. 第 <u>20</u> 条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. (条文省略)	(種類株主総会) 第 <u>23</u> 条 第 <u>19</u> 条、第 <u>20</u> 条および第 <u>22</u> 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。 2. 第 <u>21</u> 条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3. 第 <u>21</u> 条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第<u>23</u>条～第<u>50</u>条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の報酬等に関する経過措置)</p> <p>第4条 第<u>40</u>条の規定にかかわらず、監査役の報酬等は、株主総会において別段の決議がされない限り、年額1億6,800万円以内とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>24</u>条～第<u>51</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の報酬等に関する経過措置)</p> <p>第4条 第<u>41</u>条の規定にかかわらず、監査役の報酬等は、株主総会において別段の決議がされない限り、年額1億6,800万円以内とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第5条 第6条、第7条、第12条および第13条の変更ならびに第8条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げおよび引用条数の変更の効力発生日は、平成25年10月1日とする。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、前項の効力発生日をもって自動的に削除される。</u></p>